

企画専門委員会中間報告に対する意見とその対応について

○対応の欄に記載しているページは、企画専門委員会の最終報告書に対応したページです。  
 ○なお、企画専門委員会最終報告はパブリックコメントに加え、9月20日の第6回企画専門委員会において更に修正しています。

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
1	-	-	-	全般	-	<p>もちろん原発依存率0%です。                      今の子ども達がどうやって使用済み核燃料を処理の仕方を教えてください。                      そしてウラン採掘で働かれています方がどうなっているかチェルノブイリの子ども達がどんな子ども達を産んでいるかきちんと見て下さい。                      そういった現実の上でしかなりたない便利さなんて私はいりません。                      今原発の事を決めておられる方は たった今の事しか考えられてないと感じられません。                      大切なのは何よりもこれからの子どもたちです。                      なんともいいます。 原発依存度0%です。                      それが、福島そして被害にあわれた方に対する責任だと私は思います。</p>	<p>今後の原子力政策については、革新的エネルギー・環境戦略(平成24年9月14日エネルギー・環境会議決定)において、①40年運転制限を厳格に適用する、②原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ、再稼働とする、③原発の新設・増設は行わないという3つの原則を適用する中で、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入することとされています。</p>	
2	-	-	-	全般	-	<p>生態系を保ち、豊かな海を継続するために、放射性物質の流入を極力防いでください。原子力発電所の停止はもちろんのこと、がれきの搬入とその焼却を受け入れることのないようにしてください。魚の養殖のえさに三陸沖等の汚染地の魚を使うこともやめてください。瀬戸内海は閉鎖されているので、一度汚染されると取り返しがつきませんが、閉鎖されているがゆえに、外からの汚染を防ぐことが出来れば、放射性物質が入ってくることも少ない地域です。今ならば、まだ間に合います。                      放射性物質の流入を防がなくては、環境保全や再生はむずかしいでしょう。これは、最低の条件だと思っています。                      もし、一旦放射能汚染が起これば、生態濃縮がおこり、線量の高い魚介類が獲れるようになるでしょう。そして、それらの魚介類に遺伝子レベルでの異常が頻発するようになるだけでなく、人が海に入ることが出来なくなります。多くの方が島に住み、海が生活に密着したところだけに被害は福島よりも深刻になるかも知れません。そのようなところでの、保全も再生も不可能になります。                      今、まず必要なのは、放射性物質の流入を防いだうえで、環境について考えることだと思います。</p>	<p>今後の原子力政策については、革新的エネルギー・環境戦略(平成24年9月14日エネルギー・環境会議決定)において、①40年運転制限を厳格に適用する、②原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ、再稼働とする、③原発の新設・増設は行わないという3つの原則を適用する中で、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入することとされています。                      また、災害廃棄物の広域処理については、放射性セシウムが不検出か、検出されたとしても処理の過程で健康に影響を及ぼすことのない低い濃度であることが確認されたもののみが対象となっています。                      環境省では平成23年8月に災害廃棄物の推進に関するガイドラインを取りまとめ、関係都道府県に通知していますが、この中では仮置場における災害廃棄物の放射能濃度の測定や県外に搬出する際の空間線量率の測定のあり方を示すとともに、平成23年10月、11月及び平成24年1月に改定を行い、再生利用における安全性の考え方や新たなデータを追加するなど、広域処理に当たっての安全性の確認方法について示しているところです。さらに、平成24年4月、これらの広域処理に関する方法等は、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する方法等」として告示されております。                      なお、環境省において平成23年6月に水浴場の放射性物質に関する指針を策定(平成24年6月改定)され、瀬戸内海の関係府県においても、平成23、24年の水浴場開設にあたり水浴場の放射性物質に係る水質調査が実施されたところですが、水浴場の放射性物質に係る水質の目安を超える値が検出されたとの報告はありませんでした。</p>	

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
3	-	-	-	全般	-	瀬戸内海の環境保全にとって、大切な視点が欠けていると思い、意見を述べます。 計画中、稼働中の原子力発電所を廃止する事により、目指す生態系の良好な保全、真のエコリズムなどが実現されると存じますので、是非明記実現を戴きたい。	今後の原子力政策については、革新的エネルギー・環境戦略(平成24年9月14日エネルギー・環境会議決定)において、①40年運転制限を厳格に適用する、②原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ、再稼働とする、③原発の新設・増設は行わないという3つの原則を適用する中で、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入することとされています。	
4	-	-	-	全般	-	瀬戸内の海は、内海で一度、汚れると、それを元に戻すのは、非常に大変です。美しい、瀬戸内の海を守ってください。放射線汚染させないでください。	放射性物質に関する事項は、瀬戸内海に限らず、別途議論がなされる問題であると考えます。 なお、環境省において平成23年6月に水浴場の放射性物質に関する指針を策定(平成24年6月改定)され、瀬戸内海の関係府県においても、平成23、24年の水浴場開設にあたり水浴場の放射性物質に係る水質調査が実施されたところですが、水浴場の放射性物質に係る水質の目安を超える値が検出されたとの報告はありませんでした。	
5	-	-	-	全般	-	上記パブリックコメントに関して、一言だけ申し上げます。 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、二次被害を受けた東日本の震災廃棄物を、本来責任を取るべき加害当事者の東京電力の責任を問うことなく、その処理を全国の自治体や産廃業者に押し付け、その結果として、貴重な我が国の海洋資源である瀬戸内海の海洋資源を汚染の危機にさらしている現状を、なんとかやめさせてください。 人の力の及ばない自然災害の地震や津波で、期せずして蒙ってしまった有害化学物質による汚染はもちろん、数々の警告を無視して強引に推し進められた原子力発電に頼るエネルギー政策と、その無責任な運営体制によりもたらされた人類史上未曾有の原発震災、その結果としての放射性物質による汚染は、不拡散封じ込めの原則により、きちんと責任当事者の責任において処理されるべきです。 なにとぞ、震災廃棄物の広域処理などという愚行により、貴重な瀬戸内海の海洋資源と、被災地のための安全な食糧供給基地を失おうとしている、震災廃棄物の広域処理および東日本における一般廃棄物処理場での震災廃棄物の処理をただちに中止してください。 また、民間の業者による瀬戸内海域内における震災廃棄物や除染残土、焼却汚泥などの焼却や埋立処理を決して行わないでください。よろしく申し上げます。	災害廃棄物の広域処理については、放射性セシウムが不検出か、検出されたとしても処理の過程で健康に影響を及ぼすことのない低い濃度であることが確認されたもののみが対象となっています。 環境省では平成23年8月に災害廃棄物の推進に関するガイドラインを取りまとめ、関係都道府県に通知していますが、この中では仮置場における災害廃棄物の放射能濃度の測定や県外に搬出する際の空間線量率の測定のあり方を示すとともに、平成23年10月、11月及び平成24年1月に改定を行い、再生利用における安全性の考え方や新たなデータを追加するなど、広域処理に当たっての安全性の確認方法について示しているところです。さらに、平成24年4月、これらの広域処理に関する方法等は、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する方法等」として告示されています。	

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
6	-	-	-	全般	-	直立護岸の改変と二枚貝類の増殖推進を重点的な取り組みと位置づけていただきたい。	<p>直立護岸の改変については、ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>18ページ、3. 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出 (4)環境配慮型構造物の導入の推進 生物の生息空間の再生・創出のため、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸、海水交換型の防波堤など環境配慮型構造物を積極的に採用するなどの取組を推進することが必要である。</p> <p>20ページ、4. 沿岸防災と環境保全の調和 例えば、津波、高潮の被害を減らすために防潮林を造成したり、新たな護岸等の整備や、既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸など可能な範囲で積極的に環境配慮型構造物を採用するなどの取組を推進することが必要である。</p> <p>二枚貝類の増殖については、貧酸素水塊の発生抑制対策が重要であり、かつ、干潟等の環境基盤や良好な底質の確保が重要であると考えており、これらの内容は既に記載しています。</p>	○
7	-	-	-	全般	-	個別にも記述したが、垂直護岸の積極的な改変と二枚貝類の増殖対策の推進は海洋生態系の健全化にとって極めて重要である。重点的な取り組みとして位置づけるべきである。	<p>直立護岸の改変については、ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>18ページ、3. 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出 (4)環境配慮型構造物の導入の推進 生物の生息空間の再生・創出のため、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸、海水交換型の防波堤など環境配慮型構造物を積極的に採用するなどの取組を推進することが必要である。</p> <p>20ページ、4. 沿岸防災と環境保全の調和 例えば、津波、高潮の被害を減らすために防潮林を造成したり、新たな護岸等の整備や、既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸など可能な範囲で積極的に環境配慮型構造物を採用するなどの取組を推進することが必要である。</p> <p>二枚貝類の増殖については、貧酸素水塊の発生抑制対策が重要であり、かつ、干潟等の環境基盤や良好な底質の確保が重要であると考えており、これらの内容は既に記載しています。</p>	○
8	-	-	-	全般	-	水環境施策の方向転換を図るためには法制度の見直しは避けられない。 例えば、瀬戸内海環境保全知事・市長会議の意見表明(平成23年12月19日)にあるように「瀬戸内海を指定水域から除外」、「瀬戸法の指定物質削減指導方針の変更」、「窒素・りんに係る下限値の設定」などである。それらについて積極的な対応を望む。	ご指摘の内容については既に第5回企画専門委員会で委員からご指摘のあった内容であり、それを踏まえ、21ページに「瀬戸内法など既存の法制度について、環境政策をめぐる新たな流れへの対応や現状に即しての点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある」旨記載しています。	

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
9	-	-	-	全般	-	例えば、瀬戸内海環境保全知事・市長会議の意見表明(平成23年12月19日)にあるように「瀬戸内海を指定水域から除外」、「瀬戸法の指定物質削減指導方針の変更」、「窒素・りんに係る下限値の設定」など、瀬戸内海の環境施策の方向転換を図るためには法制度の見直しが必要であるため、積極的な対応を望む。	ご指摘の内容については既に第5回企画専門委員会で委員からご指摘のあった内容であり、それを踏まえ、21ページに「瀬戸内法など既存の法制度について、環境政策をめぐる新たな流れへの対応や現状に即しての点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある」旨記載しています。	
10	-	-	-	全般	-	大阪湾において湾奥部と湾沖合部との環境勾配が強くなっている最大の原因は地形改変による海水流動の変化と停滞域の発生と考えられる。この問題は負荷量管理や水質管理の施策を進める上で最も大きい障害であり、施策上の矛盾を惹起させる原因ともなることから、その解消に向けた積極的な対応が必要である。個別項目を起こして記述することを検討すべきである。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。  13ページ 2. 底質環境の改善 湾奥等の海底には、汚濁物質が堆積し、(中略)、貧酸素水塊の発生の一因となっていることから、これらの海域への負荷量削減等の水質管理や停滞域を縮小するの取組と組み合わせて、底質環境の改善を推進することが必要である。	○
11	1	1	-	1	8-9	第1章の項目名は、「現状と課題」であり、当該箇所の記述では瀬戸内海の現状を表しているかのような誤解を招く恐れがあるため、同ページ8行目以降を「本来、多面的機能を有する瀬戸内海の価値としては、「庭」・「畑」・「道」に例えられる機能が挙げられるが、その機能が損なわれており、様々な問題が生じている。」という表現に改めるべきである。	ご指摘の箇所は、瀬戸内海の特徴を述べており、現状について様々な問題が生じていることの詳細な内容については、3ページの第3節に記載しているため、原案のとおりとします。	
12	1	1	-	1	8-9	第1章の項目名は、「現状と課題」であり、当該箇所の記述では瀬戸内海の現状を表しているかのような誤解を招く恐れがあるため、同ページ8行目以降を「本来、多面的機能を有する瀬戸内海の価値としては、「庭」・「畑」・「道」に例えられる機能が挙げられるが、その機能が損なわれており、様々な問題が生じている。」という表現に改めるべきである。	ご指摘の箇所は、瀬戸内海の特徴を述べており、現状について様々な問題が生じていることの詳細な内容については、3ページの第3節に記載しているため、原案のとおりとします。	
13	1	1	-	1	8-9	第1章の項目名は、「現状と課題」であり、当該箇所の記述では瀬戸内海の現状を表しているかのような誤解を招く恐れがあるため、同ページ8行目以降を「本来、多面的機能を有する瀬戸内海の価値としては、「庭」・「畑」・「道」に例えられる機能が挙げられるが、その機能が損なわれており、様々な問題が生じている。」という表現に改めるべきである。	ご指摘の箇所は、瀬戸内海の特徴を述べており、現状について様々な問題が生じていることの詳細な内容については、3ページの第3節に記載しているため、原案のとおりとします。	
14	1	1	3	1	32	「…物質循環の道筋…」について 意見内容:この表現には違和感がある。物質循環は「畑」としての価値に含まれるのではないか。記載は無いが「文化交流の道」としての価値は大きいと思う。	物質循環の筋道としたのは、瀬戸内海には流入する河川が多くあり、その河川水には栄養塩や土砂が豊富に含まれていること、また、水太平洋から栄養塩が豊富な水が流入してきており、それらが、瀬戸と呼ばれる潮流の強い狭い海峡部などで鉛直混合され、栄養塩を有光層に供給していることから、これらを指しての記載である。 ご指摘のとおり、表現が分かりにくいと考えられるため、以下のとおり修正します。  「道」としての価値とは、物流や人流を担う海上航路、物質循環の道筋豊富な栄養塩や土砂の供給路としての機能である。	○

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
15	1	1	3	1	32	「…物質循環の道筋…」 意見内容:生態系の用語としての「物質循環」を意味しているのであれば「道」に入れるべきではない。第2節との対応を考えれば「畑」に入れるべき。	物質循環の筋道としたのは、瀬戸内海には流入する河川が多くあり、その河川水には栄養塩や土砂が豊富に含まれていること、また、水太平洋から栄養塩が豊富な水が流入してきており、それらが、瀬戸と呼ばれる潮流の強い狭い海峡部などで鉛直混合され、栄養塩を有光層に供給していることから、これらを指しての記載である。 ご指摘のとおり、表現が分かりにくいと考えられるため、以下のとおり修正します。  「道」としての価値とは、物流や人流を担う海上航路、物質循環の道筋豊富な栄養塩や土砂の供給路としての機能である。	○
16	1	1	3	1	32	32行目の「物質循環の道筋」の意味が不明である。	物質循環の筋道としたのは、瀬戸内海には流入する河川が多くあり、その河川水には栄養塩や土砂が豊富に含まれていること、また、水太平洋から栄養塩が豊富な水が流入してきており、それらが、瀬戸と呼ばれる潮流の強い狭い海峡部などで鉛直混合され、栄養塩を有光層に供給していることから、これらを指しての記載である。 ご指摘のとおり、表現が分かりにくいと考えられるため、以下のとおり修正します。  「道」としての価値とは、物流や人流を担う海上航路、物質循環の道筋豊富な栄養塩や土砂の供給路としての機能である。	○
17	1	1	3	1	32	32行目の「物質循環の道筋」の意味が不明である。	物質循環の筋道としたのは、瀬戸内海には流入する河川が多くあり、その河川水には栄養塩や土砂が豊富に含まれていること、また、水太平洋から栄養塩が豊富な水が流入してきており、それらが、瀬戸と呼ばれる潮流の強い狭い海峡部などで鉛直混合され、栄養塩を有光層に供給していることから、これらを指しての記載である。 ご指摘のとおり、表現が分かりにくいと考えられるため、以下のとおり修正します。  「道」としての価値とは、物流や人流を担う海上航路、物質循環の道筋豊富な栄養塩や土砂の供給路としての機能である。	○
18	1	1	3	1	32	32行目の「物質循環の道筋」の意味が不明である。	物質循環の筋道としたのは、瀬戸内海には流入する河川が多くあり、その河川水には栄養塩や土砂が豊富に含まれていること、また、水太平洋から栄養塩が豊富な水が流入してきており、それらが、瀬戸と呼ばれる潮流の強い狭い海峡部などで鉛直混合され、栄養塩を有光層に供給していることから、これらを指しての記載である。 ご指摘のとおり、表現が分かりにくいと考えられるため、以下のとおり修正します。  「道」としての価値とは、物流や人流を担う海上航路、物質循環の道筋豊富な栄養塩や土砂の供給路としての機能である。	○

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修正あり (○)
19	1	3	1	3	6-8	<p>該当箇所 しかし、大阪湾においては、一定の改善傾向が見られるものの、水質総量削減計画の取組が行われている他の指定水域に比較して、COD、窒素、りん濃度は高い状況にある(図9～11)。</p> <p>意見内容 図9～11では、大阪湾のCOD、窒素、りん濃度は大阪湾を除く瀬戸内海と比較して高い状況にあるが、東京湾や三河湾と比較すると、同程度か低い値を示している。なお、大阪湾の栄養塩濃度を見ると、むしろ、大阪湾西部では貧栄養化が懸念されており、大阪湾についても、エリアごとの水質を見ていく必要がある。 したがって、この3行を削除するか、下線を引いた文章を次のとおり訂正いただきたい。 大阪湾では、東京湾、三河湾と同様に一定の改善傾向が見られるものの、瀬戸内海のなかでは、</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>しかし、大阪湾においては、水質総量削減の取組が行われている東京湾、伊勢湾と同様に一定の改善傾向が見られるものの、水質総量削減の取組が行われている他の指定水域に比較して、瀬戸内海の中では、COD、窒素、りん濃度は高い状況である(図9～11)。</p>	○
20	1	3	2	4	1	<p>「…悪化している湾・灘は見受けられず…」 意見内容:「悪化していない」と言い切るのは危険なので、その根拠となった事象を具体的に記述することにとどめるのがよい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>底質については、平成13年～17年度の調査結果を10年前と比較すると、あまり悪化している湾・灘は見受けられず、(以下略)。</p>	○
21	1	3	2	4	1	<p>底泥に含まれる有機性汚濁物質の減少のみのことを述べているにもかかわらず、「全ての湾・灘で改善の傾向がみられた」との記述から、底質が全般的に改善されたかのような印象を受ける。このため、一般的に底質の概念に含まれるであろう、砂の量や粒径、砂底の面積等についても改善されたかのような誤解を避けるため、具体的に何が改善されたか明確に記述すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>底質については、平成13年～17年度の調査結果を10年前と比較すると、あまり悪化している湾・灘は見受けられず、全ての湾・灘で全体的に改善の傾向が見られた(図16～20)。</p>	○
22	1	3	2	4	1	<p>底泥に含まれる有機性汚濁物質の減少のみのことを述べているにもかかわらず、「全ての湾・灘で改善の傾向がみられた」との記述から、底質が全般的に改善されたかのような印象を受ける。このため、一般的に底質の概念に含まれるであろう、砂の量や粒径、砂底の面積等についても改善されたかのような誤解を避けるため、具体的に何が改善されたか明確に記述すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>底質については、平成13年～17年度の調査結果を10年前と比較すると、あまり悪化している湾・灘は見受けられず、全ての湾・灘で全体的に改善の傾向が見られた(図16～20)。</p>	○
23	1	3	2	4	1	<p>底泥に含まれる有機性汚濁物質の減少のみのことを述べているにもかかわらず、「全ての湾・灘で改善の傾向がみられた」との記述から、底質が全般的に改善されたかのような印象を受ける。このため、一般的に底質の概念に含まれるであろう、砂の量や粒径、砂底の面積等についても改善されたかのような誤解を避けるため、具体的に何が改善されたか明確に記述すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>底質については、平成13年～17年度の調査結果を10年前と比較すると、あまり悪化している湾・灘は見受けられず、全ての湾・灘で全体的に改善の傾向が見られた(図16～20)。</p>	○
24	1	3	2	4	1	<p>該当箇所:「…悪化している湾・灘は見受けられず…」について 意見内容:漁業者関係者からは底質環境が悪くなっているという声が多く聞かれるので、具体的に「IL、COD等の環境項目に改善傾向が見られた。」としたほうが良い。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>底質については、平成13年～17年度の調査結果を10年前と比較すると、あまり悪化している湾・灘は見受けられず、全ての湾・灘で全体的に改善の傾向が見られた(図16～20)。</p>	○

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
25	1	3	3	5	4	5頁の「3. 藻場・干潟・塩性湿地等」へ『自然海岸の喪失や直立護岸の増加』との記載を加えることはできませんか。 理由:「4. 景観」の6頁の8～17行に「海岸線のうち自然海岸は36.7%が残存するのみである。」「海岸線のうち48.9%を占める人工海岸の多くは、生物が生息しにくい直立護岸となっている。」との記載はありますが、藻場・干潟との関係が記載されていない。 しかし、喪失した自然海岸や直立護岸のできる前の沿岸部には、大小の干潟・藻場が数多くの点在し、そのトータル面積は無視できないと考えられます。 (昔の地先海岸の多くは、ごく小規模の干潟・藻場や砂場が点在し、気軽に潮干狩り等が楽しめた)	自然海岸の喪失や直立護岸の増加については、6ページに「1990年代後半では海岸線のうち自然海岸は36.7%が残存するのみである。また、海岸線のうち48.9%を占める人工海岸の多くは、生物が生息しにくい直立護岸となっている」旨記載しています。	
26	1	3	3	5	11	「藻場については・・・約600 ha が消失」としているが、参考資料(中間報告板)図23によると、これはアマモ場についての数値である。藻場全体では「約850 ha が消失」と記述すべきである。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。  藻場については、1970年代後半から1980年代後半の間に、 <u>アマモ場</u> については約600haが、 <u>ガラモ場</u> については約200haがそれぞれ消失している(図23)。	○
27	1	3	4	6	10	「約110 km」としているが、参考資料(中間報告板)表3によると、「約160 km」が正しいのではないか。平成8年以降「自然環境保全基礎調査」が行われていないが、瀬戸内海の環境を考えるために必要な調査ではないか。	ご指摘のとおり修正します。  自然海岸については約140160km、半自然海岸については約50kmがそれぞれ失われてきた。	○
28	1	3	4	6	21	大阪市此花区舞洲・夢洲で東日本大震災で発生した震災廃棄物を受け入れて焼却し、放射性セシウム1kgあたり 2000ベクレル以下で海洋埋立すると、ゼオライトを敷いたとしても瀬戸内海が汚染されます。また震災廃棄物には他の核種や、アスベストや有害重金属も含まれています。内海である瀬戸内海は一旦汚染されたらもう元には戻りません。 水質汚染になるだけでなく、生態系のDNAも破壊されます。 瀬戸内海を守るためにも、震災廃棄物の受け入れをしないようにしてください。	災害廃棄物の広域処理については、放射性セシウムが不検出か、検出されたとしても処理の過程で健康に影響を及ぼすことのない低い濃度であることが確認されたもののみが対象となっています。 環境省では平成23年8月に災害廃棄物の推進に関するガイドラインを取りまとめ、関係都道府県に通知していますが、この中では仮置場における災害廃棄物の放射能濃度の測定や県外に搬出する際の空間線量率の測定のあり方を示すとともに、平成23年10月、11月及び平成24年1月に改定を行い、再生利用における安全性の考え方や新たなデータを追加するなど、広域処理に当たっての安全性の確認方法について示しているところです。さらに、平成24年4月、これらの広域処理に関する方法等は、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する方法等」として告示されております。	
29	1	3	5	7	33	7頁の「(2)海水温上昇の影響」の最後に、 『なお、今後の新たな課題として、海水温上昇と栄養塩の関係についても考慮していく必要がある』との記載を加えることはできませんか。 理由:海水温は、昭和56年と比較して1℃上昇したとして、生息魚類の変化やカキ・ノリ養殖にはふれているが、これに関連する新たな課題として、栄養塩との関係も考慮する必要はないかと考えます。 例えば、陸域からの栄養塩の供給量が減少する中、冬季に大発生し、栄養塩を枯渇させるユーカンピアの発生、越冬等によって膨大な量が異常発生したミズクラゲと栄養塩の関係、生物循環速度など、海水温上昇と栄養塩の関係が見られていると考えられないでしょうか。	海水温上昇の影響についての対応は、20ページに「瀬戸内海においても海水温の上昇等により、生態系や水産業への影響が懸念されているため、気候変動がもたらす生物多様性・生物生産性への影響調査・適応策等について、長期的な視点での対応方策を検討することが必要である」旨記載しています。 また、海水温上昇と栄養塩との関係については、24ページの「生態系をはじめとした現状の的確な把握など、モニタリングや調査・研究を一層充実させ、科学的裏付けデータを蓄積することが必要である」旨記載しており、これに含まれると考えています。	

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
30	2	1	-	11	-	<p>第2章 第1節 今後の目指すべき『豊かな瀬戸内海』への追加記載の要望。  現在、瀬戸内海の漁業者は、瀬戸内海関係漁連が中心となり、生命をはぐくむ豊かな瀬戸内海の再生にむけて、「新瀬戸内海再生法」への要望を含め真剣に検討しております。  今回の環境審議会中間報告にも殆ど含まれておりますが、この中には「1. 漁業が持続可能な豊かな海づくりのための栄養塩の適正管理、2. 干潟・浅場及び藻場の回復・保全措置、3. 底質並びに湾奥部の改善措置、4. 赤潮対策、5. 海ごみ対策、6. 有害生物対策、7. 温暖化対策」の7項目を掲げております。  これは、瀬戸内海の漁業者総意による「持続的可能な真に豊かな海の再生」に向けた取組であり、「瀬戸内海の漁業者の考え方若しくは取組事例」として、その概要を記載していただきたい。</p>	<p>ご指摘の内容は概ね中間報告書に含まれており、個別の取組事例は取り上げずに取りまとめているため、原案のとおりとします。</p>	
31	2	1	-	11	3	<p>11頁の「第2章 瀬戸内海における今後の目指すべき将来像」の中に『水産資源の回復による持続可能な、「真に豊かな海」の再生』との記載を加えることはできませんか。  理由：瀬戸内海では、急激な漁場環境変化に伴い資源状況の悪化が進んでおり、今後の目指すべき将来像に、水産資源の回復による持続可能な豊かな海を記載していただきたい。</p>	<p>目指すべき将来像について、「畑」としての価値・機能を最大限に発揮することも含まれており、水産資源の回復による持続可能な豊かな海を目指すことはこの「畑」の中に含まれていることから、原案のとおりとします。</p>	
32	2	2	2	11	15/28	<p>「多様な生物が生息できる海」  意見内容：説明では生産性(量的豊かさ)に触れられているが、タイトルでは量的豊かさが読めないため、タイトルでも量的豊かさが読めるように変更していただきたい。例：「多様な生物が豊かに生息できる海」「多様な生物が生息し生産性の高い海」等</p>	<p>ご指摘の内容については、11ページに「多様な魚介類が豊富にかつ持続して獲れるなど、生物生産性が高い状態に維持されている」旨記載しています。</p>	
33	2	2	2	11	15/28	<p>該当箇所：「多様な生物が生息できる海」について  意見内容：豊かな瀬戸内海における「畑」のイメージには「多様な生物が生息できる海」(生物多様性)だけでなく高い生物生産性も含まれると考える。従って「多様な生物が生息し生物生産性に富む海」という記述にすべきである。</p>	<p>ご指摘の内容については、11ページに「多様な魚介類が豊富にかつ持続して獲れるなど、生物生産性が高い状態に維持されている」旨記載しています。</p>	
34	2	3	-	12	28	<p>該当箇所：「…湾奥では汚濁負荷が多く…」について  意見内容：大阪湾奥部の環境悪化は汚濁負荷だけでなく地形変化の影響が大きいと考えられるので、ここでは「汚濁負荷が多く」の文言を削除し、現況を述べるにとどめるべきである。</p>	<p>汚濁負荷が多いことについては、環境悪化の原因の一つとして考えられ、他の瀬戸内海と比べて大阪湾の汚濁負荷が多く、特に湾奥で多いことの現況を記載しています。  地形変化の影響については、12ページに「過去の大規模な埋立により、海水の流動状況が変化したことから、特に湾奥においては地形的な要因が水質に対して大きな影響を与えている」旨記載しています。</p>	
35	2	3	-	12	28	<p>「…湾奥では汚濁負荷が多く…」  意見内容：湾奥の水質改善策としては、さらなる負荷削減ではなく地形的停滞域の解消や底質改善が重要だと考えられることから、汚濁負荷が多くの文言を削除し現況を述べるにとどめるのがよい。</p>	<p>湾奥の水質改善策は、地形的停滞域の解消や底質改善が重要である一方、汚濁負荷の削減も極めて重要であるため、原案のとおりとします。</p>	
36	3	1	1	14	10	<p>新たな環境基準項目への対応  意見内容：新たな基準に放射性物質のチェックを入れてほしい。究極の毒物のチェックをしないままに環境保全はありえない。</p>	<p>放射性物質に関する事項は、瀬戸内海に限らず、別途議論がなされる問題であると考えます。  なお、環境省において平成23年6月に水浴場の放射性物質に関する指針を策定(平成24年6月改定)され、瀬戸内海の関係府県においても、平成23、24年の水浴場開設にあたり水浴場の放射性物質に係る水質調査が実施されたところですが、水浴場の放射性物質に係る水質の目安を超える値が検出されたとの報告はありませんでした。</p>	



No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
37	3	1	1	14	12	該当箇所:「下層DO」について 意見内容:下層DOは汚濁負荷だけでなく地形や潮流の影響を強く受ける。したがって、環境基準として採用すべきかどうか十分な検討が必要である。仮に採用するとしても海域の状況を十分検討し、汚濁負荷の著しいエリアに限定して設定されるべきと考える。	新たな環境基準項目の設定に関する内容については、別途、議論されているところですので、御意見については、関係部署に情報提供します。	
38	3	1	1	14	12	「下層DO」 意見内容:下層DOは地形の影響も受けるため、全海域での環境基準としてよいか疑問。	新たな環境基準項目の設定に関する内容については、別途、議論されているところですので、御意見については、関係部署に情報提供します。	
39	3	1	1	14	13	意見箇所 環境基準を達成している海域については、…… 意見理由 この記載では環境基準を達成している海域のみで、栄養塩濃度等の水質管理を図る記載となっているため、この取組の必要性は瀬戸内海全域に言えることであるため、変更を検討していただきたい。 修正意見 例えば、「環境基準を達成している海域については」を削除する	栄養塩濃度等の水質管理は、環境基準の達成・維持を図りつつ、対応していくべきと考えているため、原案のとおりとします。	
40	3	1	2	14	23	該当箇所:「…負荷量削減の取組みと組み合わせて…」について 意見内容:大阪湾の湾奥部などは地形変化の影響で海水が停滞し底質や水質の改善が進まないと考えられることから、停滞域を解消するための取組みも同時に推進すべきである。 したがって「…水質管理及び停滞域を解消する取組みと組み合わせて…」とすべきである。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。  13ページ 2. 底質環境の改善 湾奥等の海底には、汚濁物質が堆積し、(中略)、貧酸素水塊の発生の一因となっていることから、これらの海域への負荷量削減等の水質管理や停滞域を縮小するの取組と組み合わせて、底質環境の改善を推進することが必要である。	○
41	3	1	2	14	21-23	該当箇所:湾奥等の海底には、汚濁物質が堆積し、蓄積された栄養塩が長期間にわたり溶出することによって、水質の改善を阻み、貧酸素水塊の発生の一因となっていることから、 <u>負荷量削減の取組と組み合わせて</u> 、底質環境の改善を推進することが必要である。  意見内容:12頁28～32行目に、大阪湾の状況を例示して記述されているように、湾奥においては「海水の流動状況の変化」=(地形的な要因による海水交換の悪化)が、海底への汚濁物質堆積の主な原因である。 貧酸素水塊の発生抑制対策として、湾全域で一律に、更なる負荷量削減の取組を進めた場合、湾南部の冬の貧栄養化を更に進める恐れがある。 海域の状況を考慮した栄養塩管理と組み合わせて、海水の交換を進めることが底質環境の改善につながることを以下のように記述すべき。  貧酸素水塊の発生の一因となっていることから、 <u>海域の状況を考慮した栄養塩管理の取組みと組み合わせて</u> 、 <u>海水交換を進める等の対策により</u> 、底質環境の改善を推進することが必要である。	負荷量削減は、環境基準達成率の向上・維持に寄与しており、貧栄養化を引き起こしていることは海域によっては指摘がありますが、湾奥等については、必要な取組と考えます。 海水交換を促進する対策については、ご指摘を踏まえ以下のとおり修正します。  13ページ 2. 底質環境の改善 湾奥等の海底には、汚濁物質が堆積し、(中略)、貧酸素水塊の発生の一因となっていることから、 <u>これらの海域への負荷量削減等の水質管理や停滞域を縮小するの取組と組み合わせて</u> 、底質環境の改善を推進することが必要である。	○
42	3	1	2	14	22-24	該当箇所 貧酸素水塊の発生の一因となっていることから、 <u>負荷量削減の取組と組み合わせて</u> 、底質環境の改善を推進することが必要である。 意見内容 湾奥や港湾内等の狭小な水路や水域における貧酸素水塊の発生は、海水交換が悪いことが主な原因である。このような特殊な海域の環境改善のために、更に負荷量を削減すると、海域全体の貧栄養化を進めてしまう恐れがあるので、下線を引いた文章を次のとおり修正いただきたい。  <u>海水交換を進める対策等によって</u> 、	負荷量削減は、環境基準達成率の向上・維持に寄与しており、貧栄養化を引き起こしていることは海域によっては指摘がありますが、湾奥等については、必要な取組と考えます。 海水交換を促進する対策については、ご指摘を踏まえ以下のとおり修正します。  13ページ 2. 底質環境の改善 湾奥等の海底には、汚濁物質が堆積し、(中略)、貧酸素水塊の発生の一因となっていることから、 <u>これらの海域への負荷量削減等の水質管理や停滞域を縮小するの取組と組み合わせて</u> 、底質環境の改善を推進することが必要である。	○

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
43	3	1	2	14	22-24	<p>該当箇所 水質の改善を阻み、貧酸素水塊の発生の一因となっていることから、負荷量削減の取組と組み合わせ、底質環境の改善を推進することが必要である。</p> <p>意見内容 湾奥や港湾内等の狭小な水路や水域における貧酸素水塊の発生は、海水交換が悪いことが主な原因である。このような特殊な海域の環境改善のために、更に負荷量を削減すると、海域全体の貧栄養化を進めてしまう恐れがある。</p> <p>また、第7次総量削減基本方針(平成23年6月環境大臣策定)では大阪湾を除く瀬戸内海については「現在の水質からの悪化を防ぐことを目途として、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る」とこととされているが、14頁の記述は瀬戸内海全体についてのものであるにもかかわらず、「水質の改善を阻み」とのことから、水質の改善を目途とし負荷量削減を図るかのよう記述となっており、第7次総量削減基本方針と矛盾する。</p> <p>よって、下線を引いた文章を次のとおり修正いただきたい。</p> <p><u>貧酸素水塊の発生の一因となっていることから海水交換を進める対策等によって、</u></p>	<p>負荷量削減は、環境基準達成率の向上・維持に寄与しており、貧栄養化を引き起こしていることは海域によっては指摘がありますが、湾奥等については、必要な取組と考えます。</p> <p>海水交換を促進する対策については、ご指摘を踏まえ以下のとおり修正します。</p> <p>13ページ 2. 底質環境の改善 湾奥等の海底には、汚濁物質が堆積し、(中略)、貧酸素水塊の発生の一因となっていることから、<u>これらの海域への負荷量削減等の水質管理や停滞域を縮小する</u>の取組と組み合わせ、底質環境の改善を推進することが必要である。</p>	○
44	3	1	2	14	24-25	<p>14頁の「2. 底質環境の改善」24～26行の次へ『<u>明らかに底質の悪化した海域については、覆砂及び耕耘等により底質環境の改善を図ることが重要である</u>』との記載を加えることはできませんか。</p> <p>理由: 底質環境については、ダムや河口堰により河川からの砂の流入量減少と浮泥の流入量増加等により砂浜域が減少するとともに底質が固くなったり極端に腐泥化した海域が見られる。特に、湾奥部の水交換が不十分な海域等では、二枚貝等の底生生物が生息できない場所も多く見られ、自然回復の困難な海域も多くあると考えられます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、17ページの(2)底質改善対策・窪地対策の推進の記載を以下のとおり修正します。</p> <p>改善が必要な海域の底質について、浚渫や覆砂、敷砂による対策を推進するとともに、ダム・河口堰からの放水・排砂の弾力的な運用や海底耕耘など、底質改善に向けた検討を進めることが必要である。</p>	○
45	3	1	2	14	27-28	<p>意見内容: 深掘りの土砂採取跡地であっても、全て環境が悪化している訳ではない(播磨灘に該当事例あり)。</p> <p>また、海砂採取跡地は貧酸素水塊の発生源とはなりにくいと考えられる。窪地イコール「悪い」というとらえ方にならない配慮が必要。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>窪地となっている箇所は、海水交換が悪くなり貧酸素水塊の発生の原因となつてされていることから、<u>このような現象が見られる箇所についてその対策が必要である。</u></p>	○
46	3	1	2	14	27-28	<p>「深掘りの土砂採取などにより、窪地となっている箇所は、海水交換が悪くなり貧酸素水塊の発生の原因となっている」</p> <p>意見内容: 深掘りの土砂採取跡地であっても、環境が悪化していない例もあるため、断定的な表現にしない方がよい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>窪地となっている箇所は、海水交換が悪くなり貧酸素水塊の発生の原因となつてされていることから、<u>このような現象が見られる箇所についてその対策が必要である。</u></p>	○

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修正あり (○)
47	3	1	3	14/15	21-24/4-6	<p>意見箇所 2-1(14頁21~24行目) 湾奥部の海域には……貧酸素水塊の発生の一因となっていることから、負荷量削減の取組と組み合わせ、底質環境の改善を推進することが必要である。 2-2(15頁4~6行目) 特に、赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、陸域からの負荷量削減の取組に加え、埋立などにより失われた干潟や砂浜等の浅海域の再生・創出が必要である。</p> <p>意見理由 この記載では未だに負荷量削減が必要であると読むことができる。しかし、①瀬戸内海全体として、負荷量が減少し、水質の管理が必要であり、きめ細かい管理が重要と位置づけていること。②意見箇所1-1は湾奥部の海底の記載であること。③意見箇所1-2は赤潮や貧酸素水塊(P3にもこれらは特定の海域での減少であるとされている)の記載であることから、例えば次のように変更することを検討していただきたい。</p> <p>修正意見 2-1 湾奥部の海域には……貧酸素水塊の発生の一因となっていることから、これらの海域への負荷量削減の取組と組み合わせ、海水交換や底質改良による底質環境の改善を推進することが必要である。 2-2 特に、赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、これらが発生する海域への陸域からの負荷量削減や海水交換の促進の取組に加え、埋立などにより失われた干潟や砂浜等の浅海域の再生・創出が必要である。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>13ページ 2. 底質環境の改善 湾奥等の海底には、汚濁物質が堆積し、(中略)、貧酸素水塊の発生の一因となっていることから、これらの海域への負荷量削減等の水質管理や停滞域を縮小するの取組と組み合わせ、底質環境の改善を推進することが必要である。</p> <p>14ページ 3. 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出 特に、赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、これらが発生する海域への陸域からの負荷量削減の取組に加え、埋立などにより失われた干潟や砂浜等の浅海域の再生・創出が必要である。</p>	○
48	3	1	3	14/15	23/4-5	<p>「…負荷量削減の取り組み…」 意見内容:「負荷量削減」が有効でない海域もあるため、「…負荷量管理の取り組み…」や「…水質管理の取り組み…」としていただきたい。</p>	<p>負荷量削減は、環境基準達成率の向上・維持に寄与しており、貧栄養化を引き起こしていることは海域によっては指摘がありますが、湾奥等についての対策として、また、赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、必要な取組と考えます。</p>	
49	3	1	3	15	4-5	<p>「赤潮や貧酸素水塊の発生抑制の対策として、陸域からの負荷量の削減の取組に加え…」の記述について 『赤潮や貧酸素水塊の発生抑制の対策として、赤潮の発生原因の究明が必要で、種類や規模等を考慮しながら、陸域からの負荷量削減の検討に加え、…』とならないでしょうか。 理由:この記述からは、「赤潮は陸水からの負荷量が原因で、赤潮は全て悪い」と解釈されます。しかし、珪藻赤潮等の発生時期によっては、例え赤潮状態であっても、生物生産の基礎生産増大に繋がると考えられるとともに、カキ養殖時期等では餌として非常に重要な役割を果たしております。 また、漁業生産に大きな被害を及ぼすヘテロカプサ サーキュラリスカーマや冬季のユーカンピアなどは、低栄養塩レベルでも増殖し、陸域からの負荷量削減では解決できないと考えられます。</p>	<p>ご指摘の赤潮発生原因の究明については、24ページの(1)調査・研究に「生態系をはじめとした現状の的確な把握、降雨や海流等を含む物質循環・生態系管理に係る構造等の解析」について記載しており、これに含まれるものと考えます。</p>	

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
50	3	1	3	15	4-5	<p>該当箇所 特に、赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、<u>陸域からの負荷量削減の取組に加え</u>、埋立などにより失われた干潟や砂浜等の浅海域の再生・創出が必要である。</p> <p>意見内容 赤潮の発生件数は、平成年代に入ってから年間100件程度で推移しており、陸域からの負荷量をさらに削減しても、赤潮の発生を抑制することは難しい。 赤潮対策については、情報連絡体制はほぼ整備されているので、さらに赤潮発生メカニズムの解明や効果的な対策技術の開発に関する研究に取り組むことが必要と考える。 また播磨灘中央部等、夏季に成層が形成されて垂直混合が起きない海域の底層における貧酸素化は避けられないものであり、自然な現象である。そのような海域では、海底に沈降したプランクトンの死骸が分解されることによって底層水には豊富な栄養塩が含まれており、秋季からの垂直混合を考えるとこの栄養塩は生物生産を確保する観点からも重要である。 したがって、赤潮や貧酸素水塊の発生を抑制するための負荷量削減は、エリアや季節を限定するなど、負荷量削減がかえって、海域全体の貧栄養化を引き起こして環境悪化の原因となることのないよう、下線を引いた文章を次のように修正いただきたい なお、狭小な水路や海底の窪地は、海水交換や埋め戻しによる環境改善を行うべきである。</p> <p><u>陸域からの負荷量を継続的に監視するとともに、順応的管理の考え方に基づいて適切に管理する取組に加え</u></p>	<p>陸域からの負荷量削減は、環境基準達成率の向上・維持に寄与しており、貧栄養化を引き起こしていることは海域によっては指摘がありますが、赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、必要な取組と考えます。 赤潮発生メカニズムの解明については、24ページの(1)調査・研究に「生態系をはじめとした現状の的確な把握、降雨や海流等を含む物質循環・生態系管理に係る構造等の解析」について記載しており、これに含まれるものと考えます。 赤潮の効果的な対策技術の開発については、24ページの(2)技術開発に「赤潮や貧酸素水塊の発生を抑制する技術」について記載しています。 海水交換を促進する対策については、ご指摘を踏まえ以下のとおり修正します。</p> <p>13ページ 2. 底質環境の改善 湾奥等の海底には、汚濁物質が堆積し、(中略)、貧酸素水塊の発生の一因となっていることから、<u>これらの海域への負荷量削減等の水質管理や停滞域を縮小するの取組と組み合わせ</u>て、底質環境の改善を推進することが必要である。</p>	
51	3	1	3	15	4-5	<p>「…陸域からの負荷量削減の取組に加え…」について 意見内容8:これまでの経過からみて、これ以上負荷量削減を続けても赤潮発生数の減少や貧酸素水塊の発生頻度の抑制につながらないと考えられる。「…きめ細やかな水質管理の取組に加え…」とするか、文言を削除すべきと考える。</p>	<p>陸域からの負荷量削減は、環境基準達成率の向上・維持に寄与しており、貧栄養化を引き起こしていることは海域によっては指摘がありますが、赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、必要な取組と考えます。</p>	
52	3	1	3	15	4-5	<p>特に、赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、<u>陸域からの負荷量削減の取組に加え</u>、埋立などにより失われた干潟や砂浜等の浅海域の再生・創出が必要である。 意見内容2: 図15によるとCODの総量規制に加えてN、Pの総量規制が開始されたH14年以降、赤潮の発生件数は、横ばいであり、更なる陸域からの負荷量の削減の取組を進めても、赤潮の発生をこれ以上抑制するのは難しいと考えられる。 また、貧酸素水塊の発生は、地形的な要因による海水交換の悪化が主な原因であることから、<u>陸域からの負荷量削減の取組に加え</u>という記述は、削除すべき。</p>	<p>陸域からの負荷量削減は、環境基準達成率の向上・維持に寄与しており、貧栄養化を引き起こしていることは海域によっては指摘がありますが、赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、必要な取組と考えます。</p>	
53	3	1	3	15	4-5	<p>陸域からの負荷量削減が、現在の瀬戸内海における貧栄養の要因の一つとして考えられることから、「<u>陸域からの負荷量削減の取組に加え</u>」という記述を「<u>陸域からの栄養塩供給を一定量保ち、これを適正に管理することに加え</u>」という記述に改めるべきである。</p>	<p>陸域からの負荷量削減は、環境基準達成率の向上・維持に寄与しており、貧栄養化を引き起こしていることは海域によっては指摘がありますが、赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、必要な取組と考えます。</p>	
54	3	1	3	15	4-5	<p>陸域からの負荷量削減が、現在の瀬戸内海における貧栄養の要因の一つとして考えられることから、「<u>陸域からの負荷量削減の取組に加え</u>」という記述を「<u>陸域からの栄養塩供給を一定量保ち、これを適正に管理することに加え</u>」という記述に改めるべきである。</p>	<p>陸域からの負荷量削減は、環境基準達成率の向上・維持に寄与しており、貧栄養化を引き起こしていることは海域によっては指摘がありますが、赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、必要な取組と考えます。</p>	
55	3	1	3	15	4-5	<p>陸域からの負荷量削減が、現在の瀬戸内海における貧栄養の要因の一つとして考えられることから、「<u>陸域からの負荷量削減の取組に加え</u>」という記述を「<u>陸域からの栄養塩供給を一定量保ち、これを適正に管理する事に加え</u>」という記述に改めるべきである。</p>	<p>陸域からの負荷量削減は、環境基準達成率の向上・維持に寄与しており、貧栄養化を引き起こしていることは海域によっては指摘がありますが、赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、必要な取組と考えます。</p>	

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
56	3	1	3	15	4-5	「陸域からの栄養塩の供給量の減少が現在の瀬戸内海における貧栄養の要因の一つと考えられることから、「陸域からの負荷量の削減の取組み」を「陸域からの栄養塩供給の適正な管理」とした方が良いと思われます。	陸域からの負荷量削減は、環境基準達成率の向上・維持に寄与しており、貧栄養化を引き起こしていることは海域によっては指摘がありますが、赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、必要な取組と考えます。	
57	3	1	3	15	12-13	該当箇所:「…遺伝的な攪乱がおきないよう…」について 意見内容:重要なことだが、何故ここで記述する必要があるのか。やや唐突な印象を持つ。	沿岸域における自然環境の再生や創出は、やみくもにその物理環境を造成すればよいというものではなく、例えば、アマモ場の造成は近くに存在するアマモを使用を移植するなど、遺伝的多様性に配慮する必要があります。	
58	3	1	3	15	12-13	「…遺伝的な攪乱がおきないよう…」 意見内容:どのようなことを言おうとしているかわかりにくい。例えば以下のような説明が必要。 「移植や放流によって生物相の再生に取り組む場合には、遺伝的多様性を保全するなど、遺伝的攪乱などがおきないよう…」	沿岸域における自然環境の再生や創出は、やみくもにその物理環境を造成すればよいというものではなく、例えば、アマモ場の造成は近くに存在するアマモを使用を移植するなど、遺伝的多様性に配慮する必要があります。 ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。  移植や放流によって生物相の再生に取り組む場合には遺伝的攪乱などがおきないよう留意することが重要である。	○
59	3	1	5	16	15	栄養塩濃度の低落から海苔の色落ちや漁獲量が減少し、漁業経営は厳しい状況に置かれており早急な各種の取組み推進を切望するものである。一方、科学的知見に基づき漁業への影響を評価する必要があるが、データがそろうまでには時間がかかることも予想されるので、順応的管理による取組みを推進する必要がある。	ご指摘の順応的管理の取組については、環境保全・再生の基本的な考え方の一つとして位置づけています。	
60	4	1	1	17	-	P16「(2)科学的データの蓄積及び順応的管理のプロセスの導入」においては栄養塩濃度レベル管理を行うためには、データ蓄積並びに漁業への影響調査が必要である一方、確実なデータが得られるまでに環境悪化が進行してしまわないよう、順応的な取組みを進めることが必要とされている。このことから、標記該当箇所の記述においても、この趣旨を反映した内容に改めるべきである。	16ページの「(2)栄養塩濃度レベルと生物多様性・生物生産性との関係に係る科学的知見の集積及び目標の設定」と並行して、順応的管理の考え方を踏まえ、「(3)栄養塩濃度レベルの管理」も進めていくことと考えています。	
61	4	1	1	17	-	P16「(2)科学的データの蓄積及び順応的管理のプロセスの導入」においては栄養塩濃度レベル管理を行うためには、データ蓄積並びに漁業への影響調査が必要である一方、確実なデータが得られるまでに環境悪化が進行してしまわないよう、順応的な取組みを進めることが必要とされている。このことから、標記該当箇所の記述においても、この趣旨を反映した内容に改めるべきである。	16ページの「(2)栄養塩濃度レベルと生物多様性・生物生産性との関係に係る科学的知見の集積及び目標の設定」と並行して、順応的管理の考え方を踏まえ、「(3)栄養塩濃度レベルの管理」も進めていくことと考えています。	
62	4	1	1	17	10	新たな環境基準項目への対応 意見内容:新たな基準に放射性物質のチェックを入れてほしい。究極の毒物のチェックをしないままに環境保全はありえない。	放射性物質に関する事項は、瀬戸内海に限らず、別途議論がなされる問題であると考えます。 なお、環境省において平成23年6月に水浴場の放射性物質に関する指針を策定(平成24年6月改定)され、瀬戸内海の関係府県においても、平成23、24年の水浴場開設にあたり水浴場の放射性物質に係る水質調査が実施されたところですが、水浴場の放射性物質に係る水質の目安を超える値が検出されたとの報告はありませんでした。	
63	4	1	1	17	10	瀬戸内海全域を一律にとらえた基準を設定するのではなく、富栄養化等の問題がある海域に限定して基準を設定すべきでないかと考えます。	新たな環境基準項目の設定に関する内容については、別途、議論されているところですので、御意見については、関係部署に情報提供します。	

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
64	4	1	1	17	12-14	<p>該当箇所 生物多様性・生物生産性の確保の観点からも、環境基準項目として新たな追加が検討されている下層DO及び透明度について、引き続き、その設定上で必要となる事項や、それらの水質改善対策について検討することが必要である。</p> <p>意見内容 意見内容(別途)に記載のとおり播磨灘中央部等では、夏季に形成される下層域における貧酸素水塊の形成は避けられないものであるが、一方で魚介類が養殖されている内湾漁場では一定のDO濃度を確保する必要がある。また、生物生産性の高い瀬戸内海においてその底辺を支える植物プランクトンの発生は必要なものであり、これに応じて透明度が下がることも自然な現象である。これらから季節や海域によっては下層DOが低くなることはやむを得ないし、透明度が高ければ良いというものではない。</p> <p>したがって、これら2項目の追加については、エリアや季節の限定、基準値の設定方法など、きめ細やかな配慮が必要であるので、下線を引いた文章を次のように修正いただきたい。</p> <p><u>下層DO及び透明度については、それぞれの灘や湾に応じてエリアや季節の限定をした上で、下層DOについては養殖海域等に配慮した設定、透明度については本来瀬戸内海が有する高い生物生産性を再生するため範囲の設定をするなど、</u></p>	新たな環境基準項目の設定に関する内容については、別途、議論されているところですので、御意見については、関係部署に情報提供します。	
65	4	1	1	17	12-14	<p>「(1)新たな環境基準項目への対応」の 「環境基準項目として新たな追加が検討されている下層DO及び透明度について、引き続き…」について 『環境基準項目として新たな追加が検討されている下層DO及び透明度について、<u>赤潮死滅に伴う下層でのDO減少や赤潮発生時の透明度の低下等の一時的な現象に配慮しながら、引き続き…</u>』との記載を加えることはできません。</p> <p>理由：下層DO及び透明度については新たな環境基準とはなると考えますが、一律に基準設定するとれます。</p> <p>しかし、生物生産に必要となる陸域から補給される栄養塩(DIN等)量については、必ずしも一定でなく、通常の状態や貧栄養状態においても、降雨等により一時的に増加した栄養塩によって、その後直、赤潮状態になることも多く、一時的な下層DOの減少や透明度の低下が考えられます。また、該当箇所5にも記載いたしましたとおり、有用な赤潮もあると考えております。</p> <p>従って、蛇足になるとも考えられましたが、追加記述してみました。</p>	新たな環境基準項目の設定に関する内容については、別途、議論されているところですので、御意見については、関係部署に情報提供します。	
66	4	1	1	17	13	<p>新たな環境基準項目として下層DO及び透明度を加えることが、既に検討されているが、季節や灘中央部の深場など様々な異なる環境があることから、瀬戸内海の全海域において一律にこの基準を設定することは難しいのではないかと考える。このため、埋立ての影響によって富栄養化が顕著であるなど問題のある海域に限定して導入するというように記述を改めるべきである。</p>	新たな環境基準項目の設定に関する内容については、別途、議論されているところですので、御意見については、関係部署に情報提供します。	
67	4	1	1	17	13	<p>新たな環境基準項目として下層DO及び透明度を加えることが、既に検討されているが、季節や灘中央部の深場など様々な異なる環境があることから、瀬戸内海の全海域において一律にこの基準を設定することは難しいのではないかと考える。このため、埋立ての影響によって富栄養化が顕著であるなど問題のある海域に限定して導入するというように記述を改めるべきである。</p>	新たな環境基準項目の設定に関する内容については、別途、議論されているところですので、御意見については、関係部署に情報提供します。	

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
68	4	1	1	17	13	第4章 第1節「きめ細かな水質管理」の「(1)新たな環境基準項目への対応」における記述について 新たな環境基準項目として下層DO及び透明度を加えることが、既に検討されているが、季節や瀬中央部の深場など様々な異なる環境があることから、瀬戸内海の全海域において一律にこの基準を設定することは難しいのではないかと考える。このため、埋立ての影響によって富栄養化が顕著であるなど問題のある海域に限定して導入するというに記述を改めるべきである。	新たな環境基準項目の設定に関する内容については、別途、議論されているところですので、御意見については、関係部署に情報提供します。	
69	4	1	1	17	12-14	該当箇所：生物多様性・生物生産性の確保の観点からも、環境基準項目として新たな追加が検討されている下層DO及び透明度について、引き続き、その設定上で必要となる事項や、それらの水質改善対策について検討することが必要である。  意見内容：湾奥部における下層DO減少の主因は、地形的な要因による海水交換の悪化であるので、今後の対策の検討過程では、その対策として、更なる「陸域からの負荷量削減」を安易にあげるべきではない。 また、透明度についても、一例を挙げると、エビ・カニ類の発生初期の重要なエサとなる植物プランクトンの小型珪藻(3頁18～20行目に記載されているノリと栄養塩をめぐり競合する珪藻は大型で種類が異なる)の発生によっても値が下がるので、数値の解釈については、配慮が必要である。	新たな環境基準項目の設定に関する内容については、別途、議論されているところですので、御意見については、関係部署に情報提供します。	
70	4	1	1	17	20-23	参考資料(中間報告版)図10、12の全窒素濃度の年代別や地域別比較は海域の実態と感覚的に異なる。溶存態無機窒素・溶存態無機リンについての調査・研究に基づき、これらの目標設定を行うことは非常に有意義である。	ご指摘の内容は、16ページの「(2)栄養塩濃度レベルと生物多様性・生物生産性との関係に係る科学的知見の集積及び目標の設定」に記載しています。	
71	4	1	1	17	22-23	1. 「目標の設定の検討を行うことが必要」とありますが、豊かな海をつくるために必要な窒素・リンの量・濃度について現在具体的に検討は進められておられるのでしょうか？ 2. 必要な栄養塩類の量・濃度が総量規制や環境基準に定められた値を上回る場合に、環境基準等の見直しを行う可能性はどの程度あるのでしょうか？	環境省においては、モデル事業の中で地域における目標の検討が行われているところです。 環境基準等の見直しの可能性については、科学的知見が集積された後の検討課題と考えます。	
72	4	1	1	17	23	該当箇所：「…目標の設定の検討を…」について。  意見内容：漁業生産及び生物生産を維持するため、栄養塩濃度については下限目標値の設定に向けた検討が是非必要と考える。この検討を環境基準としての栄養塩濃度の下限値の設定につなげることが必要である。	栄養塩濃度の目標の設定の検討の際には、下限値も含めて議論されることが考えられます。	
73	4	1	1	17	23	「…目標の設定の検討を…」 意見内容：栄養塩に関しては、上限値に加え、下限値を設定することが望ましい。	栄養塩濃度の目標の設定の検討の際には、下限値も含めて議論されることが考えられます。	
74	4	1	1	17	25	環境基準を達成している海域では、海苔の色落ち対策として、栄養塩レベルを管理するための手法確立のためデータ・知見の蓄積を進め、例えば排水処理施設の運転調整等を行う必要がある。	栄養塩レベルの管理の必要性は、必ずしも海苔の色落ち対策だけではないことから、原案のとおりとします。	

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
75	4	1	1/2	17/18	12-14 / 11-13	意見箇所 3-1(17頁12~14行目)生物多様性・生物生産性の確保の観点からも、環境基準項目として新たな追加が検討されている下層DO及び透明度について、引き続き、その設定上で必要となる事項や、それらの水質改善対策について検討することが必要である。 3-2(18頁11~13行目)生物多様性・生物生産性の確保の観点からも、環境基準項目として新たな追加が検討されている下層DO及び透明度について、引き続き、その設定上で必要となる事項や、それらの水質改善対策について検討することが必要である。 意見理由 この記載では一律に規制がなされる危惧がある。湾や灘又は季節ごときめ細かい管理が重要と位置づけていることから例えば次のように変更することを検討していただきたい  修正意見(いづれも同じ) 下層DO及び透明度については、 <u>湾・灘、季節ごとに</u> 、引き続き、	新たな環境基準項目の設定に関する内容については、別途、議論されているところですので、御意見については、関係部署に情報提供します。	
76	4	1	1/2	17/18	13/12	該当箇所:「下層DO及び透明度」について  意見内容:この2項目については、DOは海底地形等による影響、透明度は改善傾向が判然としない海域もあるなど、灘全体の水質環境を評価する項目として適切であるのか熟考する必要がある。仮に下層DOを設定する場合には汚濁負荷が著しい海域など、エリアを限定して適用されるべきと考える。	新たな環境基準項目の設定に関する内容については、別途、議論されているところですので、御意見については、関係部署に情報提供します。	
77	4	1	1/2	17/18	13/12	「下層DO及び透明度」 意見内容:夏季の貧酸素化・赤潮だけでなく冬季の貧栄養化(ノリ不作)への対策も重要であるので、「下層DO及び透明度」の設定は、栄養塩濃度レベル(下限値の設定)とセットで考えることが必要。	新たな環境基準項目の設定に関する内容については、別途、議論されているところですので、御意見については、関係部署に情報提供します。	
78	4	1	1/2	17/18	19-20 / 28-29	意見箇所 4-1(18頁19~20行目)ダム・河口堰からの放水・排砂の弾力的な運用など 4-2(17頁28~29行目)例えば、下水処理場における環境への負荷量管理などの事例を積み重ねていく必要がある。  意見理由 水質管理(この場合は特に栄養塩)は記載の下水処理場だけではなく、いろいろな手法で少しずつ手を加えていく必要があると考える。また、ダム・河口堰からの放水は、底質改善対策だけでないと考えるので。例えば次のように変更することを検討して頂きたい。  修正意見 4-1は記載の通り 4-2 例えば、下水処理場や <u>ダム</u> における環境への負荷量管理などの事例を積み重ねていく必要がある。	下水道の取組と違い、現在行われているダムにおける環境への負荷量管理の事例は、「緊急放流として、ノリ養殖業の危機的な状況を緩和するための緊急措置であり、今後の前例とするものではない」としていることから、原案のとおりとします。	



No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
79	4	1	1	18	3-5	<p>該当箇所 さらに、陸域からの汚濁負荷量に加え、大気や外海由来、底泥からの溶出を含む栄養塩の供給量の変化を把握し、今後の人口減少や経済活動の動向を踏まえつつ、将来予測を行った上で、検討していくことが重要である。</p> <p>意見内容 栄養塩濃度が低下傾向にあるために植物プランクトンや海藻などの一次生産への影響が顕在化している海域では、生物多様性と生物生産性を確保するための栄養塩濃度レベルを維持・管理する必要がある。少なくとも環境基準を達成・維持している播磨灘や大阪湾の西部・南部などの海域においては、その緊急性が極めて高いことから、順応的管理の考え方に基づいて、栄養塩濃度レベルの維持・管理に取り組む必要がある。下線を引いた文章を次のように修正いただきたい。<u>順応的管理の考え方に基づいて、栄養塩濃度レベルの維持・管理に取り組む必要がある。なお、環境基準を達成し、一次生産への影響が顕在化している海域では、その緊急性を鑑み栄養塩の必要量確保のための目標設定を直ちに行う必要がある。</u></p>	16ページの「(2)栄養塩濃度レベルと生物多様性・生物生産性との関係に係る科学的知見の集積及び目標の設定」と並行して、順応的管理の考え方を踏まえ、「(3)栄養塩濃度レベルの管理」も進めていくことと考えています。	
80	4	1	1	18	5	<p>検討する対象として「適正な栄養塩レベルとそれを達成しうる環境基準について」を補完すべきである。</p>	新たな環境基準項目の設定に関する内容については、別途、議論されているところですので、御意見については、関係部署に情報提供します。	
81	4	1	2	18	9	<p>新たな環境基準項目への対応(再掲) 意見内容:新たな基準に放射性物質のチェックを入れてほしい。究極の毒物のチェックをしないままに環境保全はありえない。</p>	<p>放射性物質に関する事項は、瀬戸内海に限らず、別途議論がなされる問題であると考えます。</p> <p>なお、環境省において平成23年6月に水浴場の放射性物質に関する指針を策定(平成24年6月改定)され、瀬戸内海の関係府県においても、平成23、24年の水浴場開設にあたり水浴場の放射性物質に係る水質調査が実施されたところですが、水浴場の放射性物質に係る水質の目安を超える値が検出されたとの報告はありませんでした。</p>	
82	4	1	2	18	11-13	<p>該当箇所 生物多様性・生物生産性の確保の観点からも、環境基準項目として新たな追加が検討されている下層DO及び透明度について、引き続き、その設定上で必要となる事項や、それらの水質改善対策について検討することが必要である。</p> <p>意見内容 意見内容(別途)と同様に次のように訂正いただきたい。<u>下層DO及び透明度については、それぞれの灘や湾に応じてエリアや季節の限定をした上で、下層DOについては養殖海域等に配慮した設定、透明度については本来瀬戸内海が有する高い生物生産性を再生するため範囲の設定をするなど、</u></p>	新たな環境基準項目の設定に関する内容については、別途、議論されているところですので、御意見については、関係部署に情報提供します。	
83	4	1	2	18	15	<p>ダム、河口堰の建設により砂、土砂の供給が減少し底質の悪化を招いている海域が多く存在する。こうした環境の改善のために、ダム、河口堰の放水、排砂を実施することにつき、弾力的に運用をすべきである。</p>	ご指摘の内容は17ページに「改善が必要な海域の底質について、浚渫や覆砂、敷砂による対策を推進するとともに、ダム・河口堰からの放水・排砂の弾力的な運用など、底質改善に向けた検討を進めることが必要である」旨記載しています。	

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
84	4	1	3	18	29	多くの海岸線が直立護岸となり、生物の生産性と多様性が失われていることから、海藻や付着生物等が繁茂・繁殖し、多様な生物が生息することができる緩傾斜護岸化を併せて進めていく必要があると思われます。	<p>直立護岸の変更については、ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>18ページ、3. 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出 (4)環境配慮型構造物の導入の推進 生物の生息空間の再生・創出のため、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸、海水交換型の防波堤など環境配慮型構造物を積極的に採用するなどの取組を推進することが必要である。</p> <p>20ページ、4. 沿岸防災と環境保全の調和 例えば、津波、高潮の被害を減らすために防潮林を造成したり、新たな護岸等の整備や、既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸など可能な範囲で積極的に環境配慮型構造物を採用するなどの取組を推進することが必要である。</p> <p>二枚貝類の増殖については、貧酸素水塊の発生抑制対策が重要であり、かつ、干潟等の環境基盤や良好な底質の確保が重要であると考えており、これらの内容は既に記載しています。</p>	○
85	4	1	3	18	31	「藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出」 意見内容：重点的取り組みに、「直立護岸の緩傾斜護岸化や生物共生型護岸化の推進」を追加していただきたい。	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>18ページ、3. 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出 (4)環境配慮型構造物の導入の推進 生物の生息空間の再生・創出のため、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸、海水交換型の防波堤など環境配慮型構造物を積極的に採用するなどの取組を推進することが必要である。</p> <p>20ページ、4. 沿岸防災と環境保全の調和 例えば、津波、高潮の被害を減らすために防潮林を造成したり、新たな護岸等の整備や、既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸など可能な範囲で積極的に環境配慮型構造物を採用するなどの取組を推進することが必要である。</p>	○

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
86	4	1	3	18	31	<p>該当箇所:「藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出」について</p> <p>意見内容:重点的取り組みとして、この項の中に「垂直護岸の積極的な緩傾斜護岸化や生物共生型護岸化の取り組みを推進する。」という文言の追加を提案する。このことは21頁24行目に少し触れられているが、それとは別に記述して頂きたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>18ページ、3. 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出 (4)環境配慮型構造物の導入の推進 生物の生息空間の再生・創出のため、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸、海水交換型の防波堤など環境配慮型構造物を積極的に採用するなどの取組を推進することが必要である。</p> <p>20ページ、4. 沿岸防災と環境保全の調和 例えば、津波、高潮の被害を減らすために防潮林を造成したり、新たな護岸等の整備や、既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸など可能な範囲で積極的に環境配慮型構造物を採用するなどの取組を推進することが必要である。</p>	○
87	4	1	3	18/19	33/2	<p>該当箇所 海藻・海草の移植などによる藻場造成や、航路浚渫の土砂等を活用した干潟造成等により、健全な生態系の基盤である藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の沿岸域における貴重な環境を保全・再生・創生する取組を、さらに推進することが必要である。</p> <p>意見内容 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等を保全・再生・創出するためには、新たな藻場造成や干潟造成に加えて、既存の直立護岸等を緩傾斜護岸に改造する取組や更新時に干潟等を造成する取組も必要であることから、下線を引いた文章を次のように修正いただきたい。 本来的には、直立護岸の改善対応は、沿岸域の環境保全対策として非常に重要な内容と思われるので、新たな項目立てをして、代替措置の必要性と更新時を含めた具体的な代替策を記載すべきと考える。</p> <p><u>航路浚渫の土砂等を活用した干潟造成に加えて、既存の直立護岸を緩傾斜護岸への改造や更新時に干潟等を造成する等により、</u></p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>18ページ、3. 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出 (4)環境配慮型構造物の導入の推進 生物の生息空間の再生・創出のため、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸、海水交換型の防波堤など環境配慮型構造物を積極的に採用するなどの取組を推進することが必要である。</p> <p>20ページ、4. 沿岸防災と環境保全の調和 例えば、津波、高潮の被害を減らすために防潮林を造成したり、新たな護岸等の整備や、既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸など可能な範囲で積極的に環境配慮型構造物を採用するなどの取組を推進することが必要である。</p>	○
88	4	1	3	19	6	<p>人工海岸における生物生産性と生物多様性を確保するため、P19の6行目の後に、「また、人工海岸の多くが直立護岸となっていることから、その補修、改修時はもちろん、より積極的に生物が生息しやすい環境を創出するため、計画的に緩傾斜護岸化を進めていく必要がある。」という文言を追加すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>18ページ、3. 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出 (4)環境配慮型構造物の導入の推進 生物の生息空間の再生・創出のため、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸、海水交換型の防波堤など環境配慮型構造物を積極的に採用するなどの取組を推進することが必要である。</p> <p>20ページ、4. 沿岸防災と環境保全の調和 例えば、津波、高潮の被害を減らすために防潮林を造成したり、新たな護岸等の整備や、既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸など可能な範囲で積極的に環境配慮型構造物を採用するなどの取組を推進することが必要である。</p>	○

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
89	4	1	3	19	6	人工海岸における生物生産性と生物多様性を確保するため、P19の6行目の後に、「また、人工海岸の多くが直立護岸となっていることから、その補修、改修時はもちろん、より積極的に生物が生息しやすい環境を創出するため、計画的に緩傾斜護岸化を進めていく必要がある。」という文言を追加すべきである。	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>18ページ、3. 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出 (4)環境配慮型構造物の導入の推進 生物の生息空間の再生・創出のため、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸、海水交換型の防波堤など環境配慮型構造物を積極的に採用するなどの取組を推進することが必要である。</p> <p>20ページ、4. 沿岸防災と環境保全の調和 例えば、津波、高潮の被害を減らすために防潮林を造成したり、新たな護岸等の整備や、既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸など可能な範囲で積極的に環境配慮型構造物を採用するなどの取組を推進することが必要である。</p>	○
90	4	1	3	19	6	第4章 第1節「3. 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出」の「(1)藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出」における記述について 人工海岸における生物生産性と生物多様性を確保するため、p.19の6行目の後に、「また、人工海岸の多くが直立護岸となっていることから、その補修、改善時はもちろん、より積極的に生物が生息しやすい環境を創出するため、計画的に緩傾斜護岸化を進めていく必要がある。」という文言を追加すべきである。	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>18ページ、3. 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出 (4)環境配慮型構造物の導入の推進 生物の生息空間の再生・創出のため、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸、海水交換型の防波堤など環境配慮型構造物を積極的に採用するなどの取組を推進することが必要である。</p> <p>20ページ、4. 沿岸防災と環境保全の調和 例えば、津波、高潮の被害を減らすために防潮林を造成したり、新たな護岸等の整備や、既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸など可能な範囲で積極的に環境配慮型構造物を採用するなどの取組を推進することが必要である。</p>	○
91	4	1	3	19	8	該当箇所:「海砂利採取や海面埋め立ての厳格な規制及び代償措置」について 意見内容:原則禁止をより強く打ち出すべきと考える。やむを得ず認可する場合であっても、代償措置のほか、周辺海域及び湾・灘の水循環を遮断・停滞させない形状、構造、規模について十分配慮する必要がある事を盛り込むべき。	<p>近年の埋立許可面積は減少していること、また、海砂利採取についても、近年はほとんどなく、新規参入は困難であることから、原案のとおりとします。</p> <p>その他のご指摘については、以下のとおり修正します。</p> <p>やむを得ず埋立が認められた場合でも、周辺海域への影響を最小限とするような範囲や形状、構造等についての配慮や開発事業者による藻場・干潟の造成等の代償措置について広く検討を行っていくことが必要である。</p>	○
92	4	1	3	19	8	「海砂利採取や海面埋め立ての厳格な規制及び代償措置」 意見内容:タイトルにも「原則禁止」を盛り込んでいただきたい。また、仮に埋め立てが認められた場合の条件として、周辺海域を含めた水循環にも悪影響を与えないような構造とすべきということも追記していただきたい。	<p>近年の埋立許可面積は減少していること、また、海砂利採取についても、近年はほとんどなく、新規参入は困難であることから、原案のとおりとします。</p> <p>その他のご指摘については、以下のとおり修正します。</p> <p>やむを得ず埋立が認められた場合でも、周辺海域への影響を最小限とするような範囲や形状、構造等についての配慮や開発事業者による藻場・干潟の造成等の代償措置について広く検討を行っていくことが必要である。</p>	○

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
93	4	1	4	19	33	エコツーリズム推進について 必ずしも必要とは思いません。 自然に直接向き合っている人たちの存在意義を薄める気がします。	エコツーリズムは自然環境の保護に配慮しながら地域振興・観光振興を図る手段です。そのため、エコツーリズムの推進に当たっては、地域における多様な関係者の合意を図りつつ、地域全体でルールを定めその適正な運用を図ることが重要であると考えます。 瀬戸内海は、公害や埋立などの自然破壊を経験してきた一方で、古くより世界にも類まれな美しい自然と、豊かな魚介類の宝庫として、また、海上交通の要衝として利用されるなど、沿岸の人々の暮らしと密接にかかわってきており、近年、人と自然との関係の希薄化が環境保全上の課題となっています。従って、今後の瀬戸内海の環境保全・再生のためにはエコツーリズムの推進も必要であると考え、原案のとおりとします。	
94	4	2	2	20	29	発生抑制対策や回収・処理対策を一層強化し、併せて自治体と漁業関係者等の協働により回収・処理を進める体制の構築が必要である。	ご指摘の内容は、20ページに「漂着ごみについては、その発生抑制対策や回収・処理対策を一層強化する必要がある。また、漂流ごみ、海底ごみについては、自治体、漁業関係者等の協働により回収・処理を進める体制の構築や、(中略)、流域住民一人一人のマナー向上などの発生抑制対策の取組が必要である」旨記載しています。	
95	4	2	4	21	27	「5. 放射性物質やアスベスト、水銀など震災から発生した有害物質の厳しいチェック体制の新設」の追加記載! 意見内容: 閉じた海域であり、豊かな天然資源の宝庫である瀬戸内海に危険物質が流入しないように今後厳しいチェック体制を敷かなければ、豊かな海洋資源は失われてしまう。	放射性物質に関する事項は、瀬戸内海に限らず、別途議論がなされる問題であると考えます。 なお、環境省において平成23年6月に水浴場の放射性物質に関する指針を策定(平成24年6月改定)され、瀬戸内海の関係府県においても、平成23、24年の水浴場開設にあたり水浴場の放射性物質に係る水質調査が実施されたところですが、水浴場の放射性物質に係る水質の目安を超える値が検出されたとの報告はありませんでした。	
96	4	3	1	21	33	漁業生産の減退が見られる海域においては、機能回復の対策が必要であり施策推進のため法制度の見直しにも取り組んでいただきたい。 また、漁場環境の悪化により漁業者は逼迫している状況にあることから、一日も早く答申をまとめ基本計画へ反映し、関係省庁間の役割分担を明確にした上で、具体的な施策として実施されることを望む。	ご指摘の内容については既に第5回企画専門委員会で委員からご指摘のあった内容であり、それを踏まえ、21ページに「瀬戸内法など既存の法制度について、環境政策をめぐる新たな流れへの対応や現状に即しての点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある」旨記載しています。	
97	4	3	1	22	15	「本報告書に示す豊かな瀬戸内海を実現するための基本的な考え方に基づく施策を推進していくため、……………、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある。」とありますが、瀬戸内海の再生には新たな法制度の組立てが必要ではないかと思われます。	ご指摘の内容については既に第5回企画専門委員会で委員からご指摘のあった内容であり、それを踏まえ、21ページに「瀬戸内法など既存の法制度について、環境政策をめぐる新たな流れへの対応や現状に即しての点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある」旨記載しています。	
98	4	3	1	22	15	当該中間報告で示されている提言の趣旨は十分に賛同できるものであり、提言に基づく施策のためには、新たな瀬戸内海再生法の制定が必要不可欠であることから、この旨を明確に記述すべきである。 また、瀬戸内海環境保全特別措置法など既存の法制度の点検・見直しに関しては、瀬戸内海沿岸域の環境保全に係る関連法令として、平成19年に瀬戸内海環境保全知事・市長会議が取りまとめた「瀬戸内海再生方策」において「沿岸域の管理法制」として示されていることから、当該中間報告においても、これらの関連法令を明示すべきである。	ご指摘の内容については既に第5回企画専門委員会で委員からご指摘のあった内容であり、それを踏まえ、21ページに「瀬戸内法など既存の法制度について、環境政策をめぐる新たな流れへの対応や現状に即しての点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある」旨記載しています。	

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
99	4	3	1	22	15	<p>当該中間報告で示されている提言の趣旨は十分に賛同できるものであり、提言に基づく施策のためには、新たな瀬戸内海再生法の制定が必要不可欠であることから、この旨を明確に記述すべきである。</p> <p>また、瀬戸内海環境保全特別措置法など既存の法制度の点検・見直しに関しては、瀬戸内海沿岸域の環境保全に係る関連法令として、平成19年に瀬戸内海環境保全知事・市長会議が取りまとめた「瀬戸内海再生方策」において「沿岸域の管理法制」として示されていることから、当該中間報告においても、これらの関連法令を明示すべきである。</p>	<p>ご指摘の内容については既に第5回企画専門委員会で委員からご指摘のあった内容であり、それを踏まえ、21ページに「瀬戸内法など既存の法制度について、環境政策をめぐる新たな流れへの対応や現状に即しての点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある」旨記載しています。</p>	
100	4	3	1	22	15-20	<p>&lt;意見内容&gt; 賛成である。その際、独立性を保った第三者機関によりPDCAサイクルをまわし、特にCを確実にを行い、次のAに結びつけるための議論をきちっと行って頂きたい。</p> <p>&lt;理由&gt; 閉鎖性海域については、第1次水質総量規制開始から30数年の長きにわたりCOD環境基準が未達成で汚れており、更なる汚濁削減が必要であると繰返し規制を強化し、第5次規制から、未達成の辻褄あわせをするためにT・N、T・Pを規制の対象に加えた経過がある。ここで、CODの環境基準が未達成とされるのは、A、B類型である。固定発生源から流入する汚濁物質を削減した総量規制の効果は、C類型に顕著に現れており、第3次あるいは第4次総量規制終了時には、その役目を終えたと考えられる。</p> <p>また、CODのトレンドを解析すれば、A類型、B類型海域が未達成となる主な理由は、開始当初から環境基準値や類型指定の設定に無理があったことによると考えられ、未達成の辻褄あわせをするために規制の対象に更にT・N、T・Pを加えて削減を強化した事により、特に瀬戸内海では、その弊害が出ている。</p> <p>従って、独立性を保った第三者機関によって、これまでの経緯を精査し、過去の柵に捕らわれることなく、先ず総量規制(削減)という概念を終了(総括)すべきである。そして、その後に各地の海域の実態を詳細に調査し、必要に応じてその海域にあった、きめ細かな対策を新たに検討して頂きたい。</p> <p>なお、透明度、底層DOに環境基準を設定して、一律に規制を強化する事が検討されているようだが、同様の理由により、早急に取りやめて頂きたい。</p>	<p>これまで中央環境審議会瀬戸内海部会において、瀬戸内海環境基本計画に関する施策の進捗状況についてフォローアップを実施してきており、今回の一般意見を取り入れるなどした諮問に関する調査検討も、その議論の延長線と考えます。</p>	
101	4	3	1	22	17-20	<p>該当箇所 本報告に示す豊かな瀬戸内海を実現するための基本的な考え方に基づく施策を推進していくため、瀬戸内海など既存の法制度について、環境政策をめぐる新たな流れへの対応や現状に即しての点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある。</p> <p>意見内容 栄養塩不足等によって、植物プランクトンや海藻など一次生産への影響が顕在化してきている海域では、瀬戸内海環境保全特別措置法や水質汚濁防止法ほか関係法令を改正する必要がある。下線を引いた文章を次のとおり修正いただきたい。</p> <p>なお、法律の改正については次のようなことが考えられる。①水質委汚濁防止法四条の二に基づく窒素・リンの総量規制制度の指定水域から瀬戸内海を除外する。②瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の四に基づく「窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定目的を「富栄養化による被害の発生の防止」から「栄養塩に係る健全な物質循環の確保」に改正する。③環境基本法第十六条の窒素・燐に係る環境基準における全窒素・全燐に下限値を設定する。</p> <p>必要に応じて見直しを行う。特に、栄養塩不足等によって、植物プランクトンや海藻など一次生産への影響が顕在化してきている海域については、順応的管理の考え方を取り入れながら、瀬戸内海環境保全特別措置法や水質汚濁防止法ほか関係法令を改正する必要がある。</p>	<p>法制度の見直しについては、既に第5回企画専門委員会で委員からご指摘のあった内容であり、それを踏まえ、21ページに「瀬戸内法など既存の法制度について、環境政策をめぐる新たな流れへの対応や現状に即しての点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある」旨記載しています。</p> <p>また、本委員会としての報告であるため、原案のとおりとします。</p>	

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
102	4	3	1	22	19-20	意見箇所 その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある。 意見理由 順応的管理を取り入れるとしていることまたはこれらの措置が手遅れにならないように、関係法令等に関する見直しを強く提言して頂きたいので、例えば次のように変更することをしていたいただきたい。 修正意見 その結果を踏まえ、必要な見直しを行う必要がある。	同義と考えられるので、原案のとおりとします。	
103	4	3	1	22	19-20	該当箇所:「…必要に応じて見直しを行う必要がある。」について 意見内容:表現が回りくどい感じがする。「…必要に応じて見直しを行う。」とすべき。法制度の点検・見直しは極めて重要な事項と考える。	本委員会としての報告であるため、原案のとおりとします。	
104	4	3	2	22	29	追加記載⇒ 海洋の放射能汚染というこれまで体験しなかったテラレベルの放射能汚染が起こった国内において、生物濃縮などの危険性も視野に入れた検査体制の確立が求められる。 意見内容:放射能や危険物質の流入への予防的対応が求められている。	放射性物質に関する事項は、瀬戸内海に限らず、別途議論がなされる問題であると考えます。 なお、環境省において平成23年6月に水浴場の放射性物質に関する指針を策定(平成24年6月改定)され、瀬戸内海の関係府県においても、平成23、24年の水浴場開設にあたり水浴場の放射性物質に係る水質調査が実施されたところですが、水浴場の放射性物質に係る水質の目安を超える値が検出されたとの報告はありませんでした。	
105	4	3	2	23	5	23頁の「水質保全に係る指標の例」の5行「赤潮発生件数」について 『赤潮発生件数と種類・規模』とらないででしょうか。 理由:最近の赤潮調査は、セスナ機による上空からの定期的な目視観察に基づく調査や各種養殖(魚類・カキ・ノリ)期間中の定期的な調査、さらには、貝毒原因プランクトンや海洋観測調査等、非常にきめ細かい調査が実施されております。また、珪藻赤潮等については、生物生産の基礎となるとともに養殖カキの餌となるなど発生時期によっては非常に重要な役割を果たします。また、「該当箇所6」に記載したように、降雨後に小規模の赤潮の発生することは度々あります。 従って、赤潮発生件数だけでなく、赤潮の種類や規模等についても配慮する必要があると考えます。	ご指摘のとおり修正します。 ◇水質保全に係る指標の例 赤潮発生件数と種類・規模	○
106	4	3	2	23	12	該当箇所:「生物多様性に係る指標の例」について 意見内容:「海岸線の形態別距離」(再掲)の追加を提案する。	指標の例については、最も関係の深いと考えられるもののみに記載しておりますので、原案のとおりとします。	
107	4	3	2	23	12	「生物多様性に係る指標の例」 意見内容:「海岸線の形態別距離」を追加していただきたい。	指標の例については、最も関係の深いと考えられるもののみに記載しておりますので、原案のとおりとします。	

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
108	4	3	2	23	13	23頁の「生物多様性に係る指標の例」の13行「藻場・干潟面積」について『藻場・干潟の面積と底質環境』とならないでしょうか。 理由：干潟域においては、該当箇所4の「2. 底質環境の改善」同様、底質が極端に悪化した場所も多く、底質の粒度組成・COD・ベントスの生息状況等なんらかの基準が必要と考えられます。 なお、アマモ藻場については、腐泥化が進み軟弱化した底質では、種子や地下茎が定着しないなど、底質環境とも関係していると考えております。	粒度組成については、No.114、115に関連の指摘があり、物質循環に係る指標の例を底質環境の改善に係る指標の例としたことから、以下のとおり追加します。 底質のCODについては、生物生産性に係る指標の例として、水産用水基準に含まれています。 ベントスについては、ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。  ◇生物多様性に係る指標の例 水生生物・底生生物・海浜植物の種類数・個体数  ◇物質循環底質環境の改善に係る指標の例 土砂流入量、淡水流入量、海へ供給される排砂管理を行うダム・河口堰の数、底質の粒度組成、海底ゴミ回収量	○
109	4	3	2	23	14-15	意見箇所 浅場・窪地の再生・修復に活用した浚渫土砂の量 意見理由 浚渫土砂の有効利用に関しては、その性状や質に応じて必要最低限にすべきであることから、浅場・窪地の再生・修復に活用した浚渫土砂の量を指標とすることは、浚渫土砂の使用を積極的に推進することから変更を検討していただきたい。 修正意見 例えば、浅場・窪地の再生・修復した面積。	浚渫土は定期的に発生するものであり、その有効利用を推進することは、自然再生や新たな埋立地の抑制の観点から重要であると考えられます。ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。  ◇生物多様性に係る指標の例 浅場・窪地の再生・修復に活用した浚渫土砂の量を行った面積・箇所数	○
110	4	3	2	23	17	該当箇所：「生物生産性に係る指標の例」について 意見内容：「栄養塩濃度」を加えるべき。	栄養塩濃度については既に水質汚濁に係る環境基準の達成状況に含まれているため、原案のとおりとします。	
111	4	3	2	23	17	「生物生産性に係る指標の例」 意見内容：「栄養塩濃度」を追加していただきたい。	栄養塩濃度については既に水質汚濁に係る環境基準の達成状況に含まれているため、原案のとおりとします。	
112	4	3	2	23	3/18	17頁20-23行目で調査・研究するとして溶存態無機窒素・溶存態無機リンを「生物生産性に係る指標の例」もしくは「水質保全に係る指標の例」に記述すべきである。各府県水産試験場にある過去からのデータを活用すべきである。	溶存態無機窒素・溶存態無機リンについては、16ページに「溶存態無機窒素・溶存態無機リンの濃度レベルと生物多様性・生物生産性との関係について調査・研究を行い、科学的知見の集積とこれに基づく目標の設定の検討を行う必要がある」旨記載しています。	
113	4	3	2	23	20	該当箇所：「物質循環に係る指標の例」について 意見内容：指標例が示されているが、イメージが湧かない。この部分は「底質環境の改善に係る指標の例」に変更し、例示に「底質の粒度組成」、「海底ゴミ回収量」(再掲)を加えることを提案する。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。  ◇生物生産性に係る指標の例 基礎生産速度、漁業生産量、水産用水基準の達成状況、海底ゴミ回収量  ◇物質循環底質環境の改善に係る指標の例 土砂流入量、淡水流入量、海へ供給される排砂管理を行うダム・河口堰の数、底質の粒度組成、海底ゴミ回収量	○



No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
114	4	3	2	23	20	「物質循環に係る指標の例」 意見内容:「物質循環」は生態系の用語で食物連鎖やエネルギーフローを連想するので、ここでは別の用語を用いるべき。(本来の「物質循環」に係る指標は生物生産に係る指標と共通と考えてよい)	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。  ◇物質循環底質環境の改善に係る指標の例 土砂流入量、淡水流入量、海へ供給される排砂管理を行うダム・河口堰の数、底質の粒度組成、海底ゴミ回収量	○
115	4	3	2	23	21	23頁の「物質循環に係る指標の例」の21行「海へ供給される排砂管理を行うダム・河口堰の数」について 『海へ供給される排砂管理を行うダム・河口堰の数と規模』とならないでしょうか。	ご指摘の「規模」を加える理由が不明であるため、原案のとおりとします。	
116	4	3	7	25	12	該当箇所:「調査・研究」について  意見内容:1つの段落を費やしてでも、モニタリング調査の重要性をより強調すべきである。特に干潟や水深5m未満の浅場の粒度組成などの底質環境の長期モニタリングはほとんど行われておらず、重点的取り組みの成果を評価するためにも是非実施すべきである。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。  24ページ 7. モニタリング・調査・研究、技術開発の推進 (1) モニタリング・調査・研究 各種取組にあたって、(中略)、モニタリングや調査・研究を一層充実させ、科学的裏付けデータを蓄積することが必要である。	○
117	4	3	7	25	12	「調査・研究」 意見内容 ①順応的管理の部分でモニタリングの必要性に触れているが、モニタリングは、環境保全にとって基本的に重要なので、項目や調査域を拡大して充実させる必要性を強調していただきたい。例えば、以下のとおり。 「生態系の応答には時間がかかるため、長期的なモニタリングが重要である。これまで比較的長期に実施されてきたモニタリング調査の継続が重要であり、規模の縮小や中断のないよう、予算措置を含めた国の対策が必要である。」 ②実証試験については、以下のように海域の限定が必要であることを記述すべき。 「栄養塩レベルと生物多様性・生物生産性との関係についてのデータ蓄積に関連して、小規模な海域に限定した実証試験を進めるべき。」 ③実証試験に必要なこととして以下も追記すべき。 「目標の数値化、評価項目および評価時期の設定、技術の限界を明示しその限界内での達成度評価の概念確立を目指すこと」。	①については、ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。  特に、順応的管理に基づく実証事業等を行う場合は、正確かつ継続的なモニタリングとが必要である。併せて、課題に対する科学的・技術的な解決策を研究していくことが必要である。  ②については、実証試験を大規模に進めるべきとの意見もあることから、原案のとおりとします。  ③については、順応的管理の考え方に含まれています。	○
118	4	3	7	25	18	調査研究対象に放射性物質の挙動、有害物質の搬入などのチェック体制の確立の検討を加える。 意見内容:放射性物質の海洋投棄やがれき由来の埋め立て処分からくる有害物質の流入の予防が喫緊の課題である。	放射性物質に関する事項は、瀬戸内海に限らず、別途議論がなされる問題であると考えます。 なお、環境省において平成23年6月に水浴場の放射性物質に関する指針を策定(平成24年6月改定)され、瀬戸内海の関係府県においても、平成23、24年の水浴場開設にあたり水浴場の放射性物質に係る水質調査が実施されたところですが、水浴場の放射性物質に係る水質の目安を超える値が検出されたとの報告はありませんでした。	
119	4	3	7	25	23	該当箇所:「技術開発」について  意見内容:海の生態系の健全化に大きい役割を果たしているアサリ等、二枚貝類の増殖技術の開発を加えることを提案する。	二枚貝類の増殖については、貧酸素水塊の発生抑制対策が重要であり、かつ、干潟等の環境基盤や良好な底質の確保が重要であると考えており、これらの内容は既に記載しています。	

No.	章	節	項	頁	行	意見	対応	修文あり (○)
120	4	3	7	25	23	「技術開発」 意見内容:生態系の健全化に大きな役割を果たすアサリ等、二枚貝類の増殖技術の開発を加えていただきたい。	二枚貝類の増殖については、貧酸素水塊の発生抑制対策が重要であり、かつ、干潟等の環境基盤や良好な底質の確保が重要であると考えており、これらの内容は既に記載しています。	